

『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』
編綴沖繩県令達一覽

青 嶋 敏 編

2019年3月

緒 言

明治 12 年（1879 年）に沖縄県が設置されてから昭和 20 年（1945 年）に至るまでの期間に沖縄県が公布ないし発令した令達・令規（具体的には布達、達、県令、告示、諭達・諭示・諭告、訓令、内訓、庁達など。以下「令達」と総称する。）に関する公式の記録簿冊の多くは、沖縄戦の戦火の中で焼失したり散逸したりしたため今日ではほとんど残存していない。そこで編者は、2005 年度から、戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）の研究に着手し、令達集に収録された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値について検討を加えてきた。これまでに整理・検討を終えた令達集は、以下の 10 件である。

- ①『沖縄県令達類纂〔初版〕』（『社会科学論集』44 号、2006 年）
- ②『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（『社会科学論集』45 号、2007 年）
- ③『沖縄県町村諸規程』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57 輯、2008 年）
- ④『沖縄県警察法規類典 全』（『社会科学論集』46 号、2008 年）
- ⑤『沖縄県会計法規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』59 輯、2010 年）
- ⑥『沖縄県町村自治之栞 全』（『社会科学論集』48 号、2010 年）
- ⑦『糖業関係例規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』60 輯、2011 年）
- ⑧『沖縄県青年学校法令集 全』（『社会科学論集』49 号、2011 年）
- ⑨『学事規定全書』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』61 輯、2012 年）
- ⑩『沖縄県物産検査関係例規』（『社会科学論集』50 号、2012 年）

その後、編者は、こうした研究の延長上で、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）に検討対象を広げ、そこに掲載または編綴された沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。これまでに整理・検討をおえた残存令達資料は、以下の通りである。

- ①『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』63 輯、2014 年）
- ②国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』（公文別録）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』65 輯、2016 年）
- ③那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66 輯、2017 年）

④『沖縄県庁よりの諸令達』（竹富町字波照間公民館旧蔵）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』67輯、2018年）本資料集は、上述の戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』（以下「本資料」という。）に編綴されている明治16年の沖縄県令達を整理し一覧表に示したものである。

本資料の内容や資料的価値については、『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』68輯（2019年3月発行）掲載の別稿「『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』とそこに編綴された沖縄県令達について」を参照願いたい。

2019年3月

編 者 青 嶋 敏

凡 例

- 一、本資料集は、『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』と題する編綴文書（以下「本資料」という。）に編綴されている明治 16 年の沖縄県令達 153 件を一覧表に整理したものである。
- 二、本資料の複製資料が沖縄県教育庁文化財課史料編集班によって所蔵されており（以下「史料編集班所蔵資料」という。）、この史料編集班所蔵資料の複写資料が沖縄県公文書館によって所蔵されている（以下「公文書館所蔵資料」という。）が、管見の限りでは本資料の原本所蔵者は不明である。
- 三、本資料集の作成に当たっては、作表や引用の上での便宜を考慮して、本資料全体に通し番号が付されている公文書館所蔵資料を底本とし、史料編集班所蔵資料も合わせて参照した。

四、【表 1】について

1. 【表 1】には、本資料に編綴されている沖縄県令達をその編綴順に一覧表示した。
2. 【表 1】には、「符号」、「整理番号」、「制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の名称または件名」、「令達の制定者または発令者」、「No.」および「備考」の各欄を設けた。
3. 【表 1】中「符号」（諸達 A）および「整理番号」（1～153）は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、筆者が付したものである。なお、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料の中には、本資料とは年次は異なるが、同一の資料名を含む『明治廿二年分本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』と題する資料が存在するので、両資料を区別するために、本資料の符号については便宜的に「諸達 A」とすることにした。
4. 【表 1】中「制定または発令年月日」欄には、本資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日を表示した。ただし、諸達 A26 については、令達書の冒頭の令達類型（「甲」）と令達番号（「第二十八」）は辛うじて判読できるが、それ以外は欠落しているため、明治 16 年布達甲第 28 号の『沖縄県日誌』における掲載日（6 月 24 日）を確認して、「制定または発令年月日」欄に〔 〕書で補充記載した。さらに、諸達 A115（告示第 66 号）については、制定または発令年月日の記載部分を含む令達書の 3 枚目～4 枚目が欠落しているため、令達書自体からは当該年月日を確認できない。ただし、告示第 65 号の制定または発令年月日が明治 16 年 6 月 29 日であり、告示第 67 号の制定または発令年月日が明治 16 年 7 月 7 日であるので、諸達 A115（告示第 66 号）はこの両告示の間に制定または発令されたことが確認できる。そこで諸達 A115 の「制定または発令年月日」欄には「明治 16/00/00」と表示した。なお、明治 16 年当時の沖縄県令達の公布方法に関しては、これを定めた沖縄県令達を現時点では未確認であるため詳細は明らかではないが、明治 19 年県令甲第 24 号公布式（明治 19 年 10 月 25 日付『官報』第 997 号 246 頁掲載の記事「県令公布式及施行期限」参照）と同様に、役所役場番所蔵元の掲示場への掲出という方法によっていたのではないかと推測される。従って、本資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日は、第一義的に

は制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

5. 【表1】中「令達の名称または件名」欄には、当該令達の制定文または本文の中にその名称または件名が記載されている令達については、これをそのまま採用して表示した（諸達 A15、19）。しかし本資料編綴の沖縄県令達の大半には上記のような名称または件名が付されていないため、当該令達の制定文や本文の内容に基づき、筆者が〈 〉内に適宜名称または件名を表示した。ただし、明治 39 年刊『沖縄県令達類纂〔初版〕』に掲載されている令達についてはその名称または件名を採用して《 》に表示した（諸達 A20、28、53）。また「沖縄県甲乙丙丁号達」に編綴されている令達については、原則としてその「目次」に掲載されている見出しの表現をそのまま採用して表示した（諸達 A10～19、21～27、47、48、52。ただし、一部については令達本文に基づき訂正・補充した。）。
6. 【表1】中「令達の制定者または発令者」欄には、当該令達の記載内容に基づき、令達の制定者または発令者についての情報を表示した（ただし、情報が欠落している諸達 A115 については空欄とした。）。
7. 【表1】中「No.」欄には、公文書館所蔵資料の令達書の左下角に付されているナンバリング（別名ナンバリング・マシーン）による通し番号を表示した。
8. 【表1】中「備考」欄には、必要に応じて「注記」「宛所」「別添」「関連」「重複」「欄外」「結文」の区分を設けた。「注記」には、二箇条以上に及ぶ令達の条数、令達中の文字の抹消修正状況、令達本文の一部欠落や添付資料の欠落の状況、一部改正令達と被改正令達との関係等について表示した。「宛所」には当該令達中に記載されている令達の宛所を表示した。「別添」には当該令達に添付されている別冊、別表、雛形、書式、照会文、国の法令その他の資料に関する情報を表示した。「関連」には、当該令達中で言及されている沖縄県令達および国の法令、並びに当該令達によって廃止された令達に関する情報を表示した。「重複」には、当該令達が戦前期沖縄県の令達集や他の残存令達資料等にも掲載または編綴されているものについて、その情報を表示した。「欄外」には、当該令達書の左上欄外に当該令達の所管課署掛を示す漢字一文字（当該課署掛の名称の頭字）が印刷されているものについて、その漢字を表示した。「結文」には、当該令達の結文が「諭達」と表記されているものについて、その旨表示した。
9. 【表1】中「令達の名称または件名」欄および「備考」欄における人名の表示については、沖縄県令、沖縄県大書記官等一部の公職者を除き、個人名の表示を避け「某」と表記した。

四、【表2】について

【表2】には、【表1】に掲載した令達の一部について、令達書の訂正や欠落等に関する補足説明を付した。さらに、『沖縄県日誌』に重複掲載されている令達のうち、翻刻版と原文とで記載日や記載内容に違いがあるものに関して補足説明を付した。

『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』

編綴沖縄県令達一覽

【表1】『明治16年 本県諸達書及令達等綴』編綴沖繩県令達一覽(編綴順)

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	1	明治16/01/09	正誤		<明治十五年十二月廿三日発行衛生課報告第三号別表中ノ誤>	沖繩県衛生課	2	関連:明治15年12月23日衛生課報告第3号(『日誌』翻刻版未掲載)。重複:『日誌』原文1月9日条(「衛生課報告第三号別表中薬品数量ノ廉正誤」)。
諸達A	2	明治16/03/23	正誤		<本年二月告第拾三号告示中岐阜県下ノ部ノ誤>	沖繩県庶務課	3	関連:明治16年2月8日告示第13号(『日誌』原文2月8日条「告第十三号ヲ以テ山口県下長門国厚狭郡長崎県下肥前国東彼杵郡岐阜県下美濃国恵〔ママ〕郡戸長役場備附ノ地所賃入書入等〔ママ〕紛失錯落等ニ付右関係ノ者ハ可申出旨ヲ告示ス」)。
諸達A	3	明治16/04/17	正誤		<明治十五年十二月甲第一百一号布達試験規則第八条中ノ誤>	沖繩県庶務課	4	関連:明治15年12月28日布達甲第101号「沖繩県立沖繩師範学校諸規則制定」(『日誌』翻刻版655頁、『日誌』原文明治15年12月28日条)。
諸達A	4	明治16/05/12	正誤		<本年一月告第一号達別冊山林学校概則中ノ誤>	沖繩県庶務課	5	関連:明治16年1月10日告示第1号「農商務省東京山林学校開設ノ件別冊山林学校概則」(『日誌』翻刻版659頁、『日誌』原文1月10日条)。
諸達A	5	明治16/12/28	正誤		<本年十一月甲第五十七号布達中ノ誤>	編纂課	6	関連:明治16年11月布達甲第57号。
諸達A	6	明治16/03/05	布達甲	7号	<貨紙幣ニ紛敷翫弄物ヲ売買又ハ受寄スル儀禁止>	沖繩県令上杉茂憲	8	重複:『日誌』翻刻版673頁(部分)、『日誌』原文3月5日条。欄外:「警」。
諸達A	7	明治16/03/29	布達甲	8号	<度量衡旧器検査日限延期ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	9	関連:明治15年5月25日布達甲第73号「度量衡新器発行ノ件」(『日誌』翻刻版589頁〔令達本文〕)。重複:『日誌』翻刻版684頁(要旨)、『日誌』原文3月29日条。欄外:「勸」。
諸達A	8	明治16/03/31	布達甲	9号	<当十六年分貢納菜種子石代相場>	沖繩県令上杉茂憲	10	重複:『日誌』翻刻版684頁(要旨)、『日誌』原文3月31日条。欄外:「租」。
諸達A	9	明治16/04/06	布達甲	10号	<那覇港内第二繫船場ヲ郵便船ノ定繫場ト相定ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	11	重複:『日誌』原文4月4日条(「甲第十号ヲ以港内繫船場ヲ定ムル旨布達ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	10	明治16/05/08	布達甲	11号	十六年貢麦石代相場相定ノ件	沖繩県令岩村通俊	12	重複:岩村1、『日誌』翻刻版694頁(要旨)、『日誌』原文5月8日条。欄外:「租」。
諸達A	11	明治16/05/14	布達甲	12号	人身売買ノ義ニ付前年ノ告諭取消ノ件	沖繩県令岩村通俊	13	注記:明治15年3月23日番外第4号告諭「人身売買ノ件」(A被10)の取消。重複:岩村2、A廢10、『日誌』翻刻版696-670頁(件名のみ)、『日誌』原文5月14日条。欄外:「庶」。
諸達A	12	明治16/05/15	布達甲	14号	貸座敷娼妓規則義ニ付前年ノ布達廃止ノ件	沖繩県令岩村通俊	14	注記:明治14年11月29日布達甲第121号「貸座敷規則」(A被12)、明治15年3月11日布達甲第41号「貸座敷規則」(A被13)の廃止。重複:岩村7、A廢12、『日誌』翻刻版697頁(5月16日条)(要旨)、『日誌』原文5月15日条。欄外:「庶」。
諸達A	13	明治16/05/15	布達甲	15号	娼妓疾病診察ノ義ニ付前年ノ布達廃止ノ件	沖繩県令岩村通俊	15	注記:明治15年3月31日布達甲第42号(『日誌』翻刻版539頁)の廃止。重複:岩村10、A廢13、『日誌』翻刻版697頁(5月16日条)(要旨)、『日誌』原文5月15日条。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	14	明治16/05/15	布達甲	16号	芸妓営業禁止ノ義二付前年ノ布達廃止ノ件	沖縄県令岩村通俊	16	注記:明治15年5月11日布達甲第65号「芸妓営業禁止ノ件」(A被15)の廃止。重複:岩村12、A廃14、『日誌』翻刻版697頁(5月16日条)(要旨)、『日誌』原文5月15日条。欄外:「庶」。
諸達A	15	明治16/05/15	布達甲	17号	芸娼妓貸座敷規則	沖縄県令岩村通俊	17-29	注記:条数8箇条。別添:「貸座敷営業願」、「貸座敷廃業届」等6書式(うち1書式は内容欠落)。重複:岩村14、『日誌』翻刻版697頁(5月16日条)(件名のみ)、『日誌』原文5月15日条。欄外:「庶」。
諸達A	16	明治16/06/05	布達甲	18号	兼城越来両分署ヲ廃止ノ件	沖縄県令岩村通俊	30-32	別添:「警察本署所轄」、「首里分署所轄」。重複:岩村15、『日誌』翻刻版704頁(件名のみ)、『日誌』原文6月5日条。欄外:「庶」。
諸達A	17	明治16/06/07	布達甲	19号	医院分局出張所ヲ廃止更ニ診療所ヲ設置ノ件	沖縄県令岩村通俊	33-34	重複:岩村16、『日誌』翻刻版704頁(件名のみ)、『日誌』原文6月7日条。欄外:「庶」。
諸達A	18	明治16/06/08	布達甲	20号	屠獸並ニ獸肉販売等ニ付其区域ヲ定ムルノ件	沖縄県令岩村通俊	35	関連:明治15年4月27日布達甲第60号「屠獸並獸肉販売及病死獸取締規則」(『日誌』翻刻版567-568頁[ただし令達番号を「四十号」と表示。])。重複:岩村17、『日誌』翻刻版704頁(件名のみ)、『日誌』原文6月7日条。欄外:「警」。
諸達A	19	明治16/06/08	布達甲	21号	各役所長委任条件	沖縄県令岩村通俊	36-45	別添:「那覇首里島尻中頭国頭役所長委任条件」、「宮古島八重山島役所長委任条件」、「久米島役所長委任条件」。重複:岩村19、『日誌』翻刻版704頁(件名のみ)、『日誌』原文6月8日条。欄外:「庶」。
諸達A	20	明治16/06/08	布達甲	22号	《委任条件内ニ係ル願伺届書差出方》	沖縄県令岩村通俊	46	関連:明治16年6月8日布達甲第21号「各役所長委任条件」(諸達A19)。重複:A41、B34、岩村20、『日誌』翻刻版704頁(要旨)、『日誌』原文6月8日条。欄外:「庶」。
諸達A	21	明治16/06/08	布達甲	23号	宮古八重山久米三島ノ分署廃止ノ件	沖縄県令岩村通俊	47	重複:岩村21、『日誌』翻刻版704頁(件名のみ)、『日誌』原文6月8日条。欄外:「庶」。
諸達A	22	明治16/06/11	布達甲	24号	宮古島裁判出張所廃止ノ件	沖縄県令岩村通俊	48	重複:岩村22、『日誌』翻刻版705頁(要旨)、『日誌』原文6月11日条。欄外:「庶」。
諸達A	23	明治16/06/12	布達甲	25号	宮古島監獄支署廃止ノ件	沖縄県令岩村通俊	49	重複:岩村23、『日誌』翻刻版706頁(件名のみ)、『日誌』原文6月12日条。欄外:「監」。
諸達A	24	明治16/06/24	布達甲	26号	警察本署所轄分割ノ件	沖縄県令岩村通俊	50	関連:明治16年6月5日布達甲第18号「兼城越来両分署ヲ廃止ノ件」(諸達A16)。重複:岩村24、『日誌』翻刻版714頁(件名のみ)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「警」。
諸達A	25	明治16/06/24	布達甲	27号	三島牛馬売買出願ノ件	沖縄県令岩村通俊	51	重複:岩村25、A被73(牛馬売買ノ件)、『日誌』翻刻版714頁(要旨)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「庶」。
諸達A	26	[明治16/06/24]	布達甲	28号	[本文欠落] [三島役所へ特ニ委任ノ件]	[沖縄県令岩村通俊(推定)]	52	注記:冒頭の「甲第二十八」の文字だけ判読可能。以下は欠落。重複:岩村27、『日誌』翻刻版714頁(要旨)、『日誌』原文6月24日条。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	27	明治16/06/24	布達甲	29号	前年布達民費規則取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	53	関連:明治15年11月30日布達甲第93号「民費規則」(『日誌』復刻版647頁〔名称のみ〕、A被16)。重複:岩村27、A被15(民費規則取消)、『日誌』翻刻版714頁(件名のみ)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「庶」。
諸達A	28	明治16/06/24	布達甲	30号	《十三年甲第三十八号達違犯者ノ件》	沖縄県令岩村通俊	54	関連:明治13年5月22日布達甲第38号「津口手形ノ件」(『日誌』翻刻版118頁〔令達本文〕)。重複:A312、岩村29、『日誌』翻刻版714頁(要旨)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「庶」。
諸達A	29	明治16/06/24	布達甲	31号	《久米島宮古島八重山島ニ限り度量衡ヲ新器発行致サヌ件》	沖縄県令岩村通俊	55	関連:明治15年5月25日布達甲第73号「度量衡新器発行ノ件」(『日誌』翻刻版589頁〔部分〕)、明治16年3月29日布達甲第8号「度量衡旧器検査日限延期ノ件」(諸達A7)。重複:『日誌』翻刻版714頁(件名のみ)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「租」。
諸達A	30	明治16/06/29	布達甲	32号	《沖縄県ニ於ケル布告布達施行期限ノ件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	56	関連:明治16年5月26日太政官布告第17号「布告布達施行期限」。重複:『日誌』翻刻版715頁(件名のみ)、『日誌』原文6月29日条。欄外:「編」。
諸達A	31	明治16/07/03	布達甲	33号	《巡查看守押丁ハ本県人ニ限り結髪常服ノ俣職務従事ヲ可スル件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	57	欄外:「警」。
諸達A	32	明治16/07/06	布達甲	34号	《陸軍士官戸山学校両学校及教導団喇叭卒概則並陸軍教導団定員表中増補改正ノ件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	58-60	別添:明治16年6月9日陸軍省達甲第21号「士官学校戸山学校教導団喇叭卒概則」(ただし別冊なし。)、明治16年6月9日陸軍省達甲第20号「陸軍教導団定員表増補改正」。欄外:「庶」。
諸達A	33	明治16/07/19	布達甲	35号	《脚気病患者取調ノ件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	61-62	別添:「脚気患者明細表」。欄外:「庶」。
諸達A	34	明治16/07/21	布達甲	36号	《沖縄県師範学校ノ名ヲ以テ交付シタル学力証明書無効ノ件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	63	関連:明治15年9月12日布達甲第85号「小学校教員免許状授与規則」(沖縄県公文書館所蔵「岸秋正文庫」)。欄外:「庶」。
諸達A	35	明治16/07/31	布達甲	37号	《明治十四年七月甲第八十五号布達学区校数指示中具志川学区本校及天願村分校ノ位置改定》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	64	関連:明治14年7月21日布達甲第85号「本島五役所々轄小学設置区域並校数」(『日誌』翻刻版339頁〔要旨。別紙欠〕)。欄外:「庶」。
諸達A	36	明治16/08/07	布達甲	38号	《明治十五年甲第六十号屠獸並獸肉販売及病死獸取締規則第十一条第十三条第十四条削除更正》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	65-66	関連:明治15年4月27日布達甲第60号「屠獸並獸肉販売及病死獸取締規則」(『日誌』翻刻版567-568頁〔全文〕。ただし、令達番号を「四十号」と表示している。)。欄外:「庶」。
諸達A	37	明治16/08/16	布達甲	39号	《郵便脚夫証所持ノ者制服着否ニ拘ハラス賃銭不請求ノ件》	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	67-68	関連:明治15年5月19日布達甲第70号「人民私費架設ノ橋梁渡船等郵便脚夫運送集配ノ際賃銭請求不相成件」(A221、B218)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	38	明治16/08/23	布達甲	40号	<明治十六年分貢塩石代相場定メノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	69	欄外:「租」。
諸達A	39	明治16/08/29	布達甲	41号	<久米島役所へ委任事項追加ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	70	関連:明治16年6月8日布達甲第21号「各役所長委任条件」(諸達A19)。欄外:「租」。
諸達A	40	明治16/09/19	布達甲	42号	<明治十六年租税換納二用ユル米粟々粗棕欄繩相場決定ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	71-72	欄外:「租」。
諸達A	41	明治16/09/27	布達甲	43号	<船税ハ租税課宛之上納書ヲ添へ所轄役所へ上納致スヘキ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	73	欄外:「租」。
諸達A	42	明治16/11/29	布達甲	56号	<売薬営業人営業税不納之俟行先不分明ニ付営業差止ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	74	欄外:「庶」。
諸達A	43	明治16/12/24	布達甲	61号	<明治十六年甲第四十七号船舶取締ノ施行期日ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	75	関連:明治16年布達甲第47号「船舶取締所設置ノ件」。欄外:「勸」。
諸達A	44	明治16/12/27	布達甲	62号	<明治十六甲第四十七号布達文中十字挿入及雛形改正>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	76-82	別添:津口手形下附願の雛形。関連:明治16年布達甲第47号「船舶取締所設置ノ件」。欄外:「勸」。
諸達A	45	明治16/12/27	布達甲	63号	<那覇泊与那原之三港船舶取締所ハ其地名ヲ冠シ称スヘキ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	83	関連:明治16年布達甲第47号「船舶取締所設置ノ件」。欄外:「勸」。
諸達A	46	明治16/05/04	達乙	11号	<明治十三年乙第一号達及同年乙第四百四十四号達船舶取調表自今差出ニ及ハス>	沖縄県令上杉茂憲	84	宛所:役所。関連:明治13年達乙第1号、明治13年9月22日達乙第144号「琉球船舶表改定」(『日誌』翻刻版241-242頁[ただし「船舶表」省略])。重複:『日誌』翻刻版693頁(要旨)、『日誌』原文5月4日条。欄外:「庶」。
諸達A	47	明治16/05/14	達丙	26号	地頭代以下吏員選挙ノ義ニ付前年ノ訓諭取消ノ件	沖縄県令岩村通俊	87	宛所:「地頭代以下間切村吏員 那覇首里両先島ヲ除ク」。関連:明治15年12月14日付訓諭(『日誌』翻刻版未掲載)。重複:岩村57、A廢22、『日誌』翻刻版697頁(件名の一部)、『日誌』原文5月14日条。欄外:「庶」。
諸達A	48	明治16/06/12	達丙	46号	警察本署事務章程中増補ノ件	沖縄県令岩村通俊	88	宛所:警察本署。関連:明治16年5月30日達丙第38号「警察本分署職制並事務章程改正ノ件」(岩村75)。重複:岩村83、『日誌』翻刻版706頁(件名のみ)、『日誌』原文6月12日条。欄外:「警」。結文:諭達。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	49	明治16/01/10	番外	1号	<薬品取扱規則之儀ニ付キ諭達>	沖縄県令上杉茂憲	89-91	添付:明治13年1月17日太政官布告第1号「薬品取扱規則」(ただし第2条の途中で欠落)。重複:『日誌』翻刻版659頁(件名のみ)、『日誌』原文1月10日条。欄外:「衛」。結文:諭達。
諸達A	50	明治16/02/01	番外	2号	<腸窒扶私病予防之儀ニ付キ諭達>	沖縄県令上杉茂憲	92	重複:『日誌』翻刻版664頁(要旨)、『日誌』原文2月1日条。欄外:「衛」。結文:諭達。
諸達A	51	明治16/04/30	番外	3号	<日本称松島一名竹島ノ儀妄ニ渡航上陸不相成事>	沖縄県令上杉茂憲	93	重複:県庁12、『日誌』翻刻版690頁(要旨)、『日誌』原文4月30日条。欄外:「庶」。結文:諭達。
諸達A	52	明治16/05/29	番外	4号	溝渠下水等掃除ノ件	沖縄県令岩村通俊	94	関連:明治15年11月27日布達甲第92号「道路掃除規則制定ノ件」(『日誌』翻刻版646頁[件名])。重複:岩村102、『日誌』原文5月29日条(「番外第四号ヲ以テ時季暑ニ向候ニ付溝渠下水等掃除方ノ件諭達ス」)。欄外:「庶」。結文:諭達。
諸達A	53	明治16/06/22	番外	5号	<<人民ヨリ請願有之節出頭ニ関スル件>>	沖縄県令岩村通俊	95	重複:A71、B72、岩村101、国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県例規全集』第9類17頁、『日誌』翻刻版711頁(要旨)、『日誌』原文6月22日条。欄外:「庶」。結文:諭達。
諸達A	54	明治16/09/25	番外	6号	<郵便條例第十六条ニ於テ禁止セラレタル物品及貨幣ノ封入禁止ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	96-100	別添:「郵便ニ差出スヘカラサル物品」。関連:明治15年12月16日太政官布告第59号「郵便條例」第16条。欄外:「庶」。結文:諭達。
諸達A	55	明治16/12/19	番外	8号	<度量衡自製販売ハ律ニ照シ処断可致ニ付違犯ノ所為無之様致スヘキ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	101	関連:明治15年5月19日達乙第18号「度量衡旧器改定規則ノ通り審査ヲ遂クヘキ件」(『日誌』翻刻版585頁[令達本文])、同日番外諭達第15号「度量衡改定規則遵奉ノ件」(『日誌』翻刻版585頁[令達本文])。重複:県庁13。欄外:「勸」。結文:諭達。
諸達A	56	明治16/01/13	学務課報	1号	<客年十二月中県立沖縄師範学校初等小学師範学科卒業生>	[沖縄県学務課]	103-104	
諸達A	57	明治16/04/05	学務課報告	2号	<明治九年二月文部省出版片山淳吉編輯改正増補物理階梯中正誤ノ件>	[沖縄県学務課]	105-106	
諸達A	58	明治16/12/19	勸業課報告	3号	<輸入硝子器防圧ノ為食器火舎化学器類其他良工ノ製品販売ノ儀ニ付品川硝子製造所主務ヨリ照会ノ件>	沖縄県勸業課	107-128	添付:品川硝子製造所主務二等属佐伯秀明発沖縄県令岩村通俊宛明治16年12月付甲第119号照会(付属文書:広告書および代価書)。
諸達A	59	明治16/12/24	勸業課報告	4号	<大根種子発売ノ儀ニ付愛知県勸業課ヨリ照会ノ件>	沖縄県勸業課	129-132	添付:愛知県勸業課発沖縄県勸業課宛明治16年9月11日付勸第159号照会(付属文書:「尾張宮重本組大根種子販売広告」)。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	60	明治16/06/04	庶務課報告	1号	<今般内務省衛生局ヨリ新鮮痘苗送付相成候ニ付医院及同分局へ及配布候條未痘児ハ勿論再三種ノ者ト雖トモ右ニ就キ接種ヲ請フヘキ件>	[沖縄県庶務課]	133	重複:『日誌』翻刻版703頁(要旨)、『日誌』原文6月4日条。
諸達A	61	明治16/06/26	庶務課報告	2号	<管下八重山島石垣間切崎枝村ニ於テ過ル三月虎列刺病ニ罹ル患者アリ目下蔓延ノ模様無之候得共時氣追々炎熱ニ向ヒ候ニ付各自専ラ撰生ニ注意スヘキ件>	[沖縄県庶務課]	134	重複:『日誌』翻刻版715頁(要旨)、『日誌』原文6月26日条。
諸達A	62	明治16/04/25	衛生課報告	3号	<目下九州各県ニ於テ天然痘発起シ漸次蔓延流行ニ付未痘児ハ勿論再三種ノ者ト雖トモ医院及医院分局ニ就キ一層接種致スキ件>	[沖縄県衛生課]	135	重複:『日誌』翻刻版689頁(要旨)、『日誌』原文4月25日条。
諸達A	63	明治16/01/12	告示	2号	<本県巡查某手帖遺失ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	137-138	添付:手帳雛形。重複:『日誌』原文1月12日条(「告第二号ヲ以テ警察首里分署詰巡查某手帖遺失ノ旨管下ニ告示ス」)。欄外:「警」。
諸達A	64	明治16/01/15	告示	3号	<沖縄県少書記官兼判事池田成章依願免本官並兼官沖縄県御用掛被仰付、東京府下谷区長森長義任沖縄県大書記官兼判事>	沖縄県令上杉茂憲	139	重複:『日誌』翻刻版660頁(令達文の一部)、『日誌』原文1月15日条。欄外:「庶」。
諸達A	65	明治16/01/18	告示	4号	<埼玉県比企郡竹本村戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿焼失、石川県下新川郡島迷村下野村野新村連合戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入並売買譲渡公証割印帳遺失ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	140-141	重複:『日誌』原文1月18日条(「告第四号ヲ以テ埼玉県比企郡竹本村石川県下新川郡島迷村戸長役場備置ノ地所建物質入書入等割印帳紛失焼失ノ旨管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	66	明治16/01/18	告示	5号	<明治十五年十二月太政官第二十八号ヲ以テ売薬印紙之儀ニ付別紙相添布達相成候處右別紙ハ所轄役所へ備置ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	142	注記:「別紙」は添付されていない。関連:明治15年10月27日太政官布告第51号「売薬印紙税規則」、明治15年12月21日太政官布達第28号「売薬印紙見本」。重複:『日誌』原文1月19日条(「十五年十二月太政官第二十八号売薬印紙ノ儀ハ所轄役所ニ備置有之ニ付勝手ニ參觀可致旨告第五号ヲ以テ管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	67	明治16/01/23	告示	6号	<客年十一月新潟県ニ於テ原籍不明者死去之旨報告書ヲ以テ照会ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	143-150	添付:新潟県の「警察本署報告第百五十二号」。重複:『日誌』原文1月23日条(「新潟県ヨリ原籍不分明ノ者松本某妻某 兩人死去ニ付心当ノ者ハ通知ノ段照会ニ付告第六号ヲ以テ管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	68	明治16/01/31	告示	7号	<大阪府山辺郡新庄村戸長役場ニ備置ノ地所建家[ママ]質入書入公証割印簿紛失ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	151	重複:『日誌』原文1月31日条(「告第七号ヲ以テ大阪府下大和国山辺郡新庄村戸長役場備置ノ建家[ママ]質入書入公証割印[ママ]紛失ニ付関係ノ者ハ該役場ヘ可申出旨ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	69	明治16/02/01	告示	8号	<大分県宇佐郡金丸村江熊村地所建物質入書入売買等公証割印簿散佚ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	152	欄外:「庶」。
諸達A	70	明治16/02/20	告示	16号	<兵庫県川辺郡尼崎港へ出入スル船舶ヨリ灯費取立ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	153-154	別添:「帆別錢取立方法」。重複:『日誌』原文2月20日条(「兵庫県摂津国川辺郡尼崎港ニ協議費ヲ以テ灯台ヲ建築シ入港船舶ヨリ灯費取立方ノ義該県ヨリ照会ニ付告第十六号ヲ以テ管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	71	明治16/03/15	告示	21号	<兵庫県兎原郡茸合村地先船入場港錢額更定ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	155-156	別添:左記「徴錢額」。重複:『日誌』原文3月15日条(「兵庫県下摂津国兎原郡茸合村地先へ船入場築設ニ付請入船ヨリ港錢取立方更定義該県ヨリ照会ニ付告第二十一号ヲ以テ管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	72	明治16/03/15	告示	22号	<鹿児島県曾於郡長江村外二カ村戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入及売買公証割印簿紛失ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	157	重複:『日誌』原文3月15日条(「告第二十二号ヲ以テ鹿児島県下大隅国曾於郡長江村戸長役場備置ノ帳簿紛失ニ付関係ノ者ハ可申出旨ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	73	明治16/03/16	告示	23号	<兵庫県養父郡養父市場組奥米地村外七カ村戸長役場へ備置ノ地所建物質入書入公証割印帳紛乱ノ件、外八項>	沖繩県令上杉茂憲	158-161	欄外:「庶」。
諸達A	74	明治16/03/17	告示	24号	<山形県飽海郡勝浦村飛島湾入港船舶ヨリ港費取立ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	162-163	別添:「左記ノ港費」。重複:『日誌』原文3月17日条(「告第二十四号ヲ以テ山形県下羽後国飽海郡勝浦村人民有償ニテ同地飛島湾船舶網掛杭新設諸費為償却入港ノ船舶ヨリ港費取立方照会ニ付管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	75	明治16/03/23	告示	25号	<代言人試験願書差出ノ件>	沖繩県令上杉茂憲	164	重複:『日誌』翻刻版682頁(要旨)、『日誌』原文3月23日条。欄外:「裁」。
諸達A	76	明治16/03/27	告示	26号	<新潟県岩船郡上関村下関村戸長役場備置ノ地所建物質入書入公証割印帳紛失ノ件、外五項>	沖繩県令上杉茂憲	165-167	重複:『日誌』原文3月27日条(「新潟県鹿児島福岡広島長崎兵庫六県ヨリ戸長役場備置之地所質入書入公証割印簿紛失等ニ付関係ノ者ハ可申出段該県々ヨリ照会ニ付告第廿六号ヲ以テ管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	77	明治16/04/02	告示	27号	<岩手県東盤[ママ]井郡津谷川村外二カ村聯合戸長役場備置ノ地所建物書入質入公証割印簿紛失ノ件、外四項>	沖繩県令上杉茂憲	168-169	重複:『日誌』原文4月2日条(「巖手県東盤[ママ]井郡津谷川村宮城県宮城県松島村長崎県東彼杵郡茅瀬村埼玉県南埼玉郡上清久村栃木県下都賀郡羽川駅以上四[ママ]県戸長役場備置ノ地所質入書入公証割印簿紛失焼失錯乱等ニ付右関係ノ者ハ可申出旨該県々ヨリ照会ニ付告示第二十七号ヲ以テ告示ス」)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または 発令年月日	令達 類型	令達 番号	令達の名称または件名	令達の制定者 または発令者	No.	備考
諸達A	78	明治16/04/02	告示	28号	<秋田県南秋田郡土手谷地町戸長役場備置ノ印章紛失ノ處発見候旨通知有之タル件>	沖縄県令上杉茂憲	170	重複:『日誌』原文4月2日条(「秋田県管下秋田郡土手谷地町戸長役場備置ノ印章紛失ノ處発見候旨通知ニ付告第二十八号ヲ以テ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	79	明治16/04/06	告示	29号	<大日本山林会規則更生ニ付有志ノ者ハ別紙規則ニ照順シ入会可致件>	沖縄県令上杉茂憲	171-173	別添:「大日本山林会趣旨」、「大日本山林会規則」、「大日本山林会役員議員委員姓名」。重複:『日誌』翻刻版685頁(件名のみ)、『日誌』原文4月6日条。欄外:「勸」。
諸達A	80	明治16/04/07	告示	30号	<本県巡查某手帖遺失ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	174-175	別添:「手帖雛形」。重複:『日誌』原文4月7日条(「告第三十号ヲ以テ巡查某手帖遺失ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「警」。
諸達A	81	明治16/04/12	告示	31号	<札幌県余市郡富澤町外七力町村聯合戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿錯雑不判然ニ付更正ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	176	重複:『日誌』原文4月12日条(「告第三十一号ヲ以テ札幌県下後志国余市郡町々戸長役場備置ノ割印簿錯雑云々ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	82	明治16/04/12	告示	32号	<大阪府添下郡齊音寺村戸長役場ニ備置ノ地所建物売買質入書入公証割印簿焼失ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	177	重複:『日誌』原文4月12日条(「告第三十二号ヲ以テ大阪府下大和国添下村郡[ママ]齊音寺村戸長役場割印帳焼失ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	83	明治16/04/14	告示	33号	<本県警察東風平分署ノ儀本月十五日兼城間切糸満村へ移転兼城分署ト改称シ従前ノ通所轄事務取扱ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	178	重複:『日誌』翻刻版687頁(件名のみ)、『日誌』原文4月14日条。欄外:「警」。
諸達A	84	明治16/04/25	告示	34号	<本庁出勤退勤時限相定ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	179	重複:『日誌』翻刻版689頁(要旨)、『日誌』原文4月25日条。欄外:「庶」。
諸達A	85	明治16/04/28	告示	35号	<原籍不詳坂口某遺骸引取申出方>	沖縄県令上杉茂憲	180-181	重複:『日誌』原文4月28日条(「告第三十五号ヲ以テ原籍鹿児島[ママ]不詳某鹿児島県下秋月[ママ]村ニ於テ死去ニ付遺骸取引[ママ]ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	86	明治16/05/01	告示	36号	<陸軍士官学校士官生徒召募ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	183	重複:『日誌』翻刻版693頁(件名のみ)、『日誌』原文5月1日条。欄外:「庶」。
諸達A	87	明治16/05/02	告示	37号	<鹿児島県那珂郡中村外二力村戸長役場へ備置ノ地所建物船舶等売買及質入書入公証割印帳錯雑不明ニ属シ改正ノ件、外九項>	沖縄県令上杉茂憲	184-189	重複:『日誌』原文5月2日条(「告第三拾七号ヲ以テ京都府並鹿児島県及和歌山徳島岐阜茨城愛知三重栃木兵庫之九県村々戸長役場地所並建物等質入書入売買公証割印簿紛乱錯雑ニ付告示方該府及県々ヨリ照会ニ付管下へ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	88	明治16/05/02	告示	38号	<栃木県下都賀郡羽川駅戸長役場所管ノ内出井村地所質入書入奥書割印簿発見ノ件>	沖縄県令上杉茂憲	190	重複:『日誌』原文5月2日条(「告第三拾八号ヲ以テ栃木県下都賀郡羽川駅戸長役場備付ノ地所質入書入奥書割印簿発見之儀該県ヨリ照会ニ付管下ニ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	89	明治16/05/05	告示	39号	<長野県下ニ於テ貸坐敷娼妓及芸妓営業ヲナサント欲スルモノハ本籍役所ノ添書ヲ以テ願出スヘキ件>	沖縄県令上杉茂憲	191	重複:『日誌』原文5月5日条(「告第三拾九号ヲ以テ長野県下ニ於テ貸坐敷娼妓及芸妓営業ヲ為サント欲スル者ハ自今本籍役所ノ添書ヲ以テ出願セサレハ許可セサル旨ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	90	明治16/05/07	告示	40号	<会計検査院長岩村通俊兼任沖縄県令、会計検査院長兼沖縄県令岩村通俊兼任検事、沖縄県令兼検事上杉茂憲任元老院議員、宣下ノ件>	沖縄県令岩村通俊	192-193	重複:『日誌』翻刻版694頁(令達文の一部)、『日誌』原文5月7日条。欄外:「庶」。
諸達A	91	明治16/05/14	告示	42号	<長崎県東松浦郡呼子港加部島字赤畑並二波戸村字白崎以内二碇繫之船舶モ帆別錢徴収ノ件>	沖縄県令岩村通俊	194	関連:明治15年1月10日布達甲第10号(『日誌』翻刻版未掲載)。重複:『日誌』原文5月14日条(「告第四拾貳号ヲ以テ明治十五年甲第拾号長崎県下東松浦郡呼子港鷹島へ私立燈台建築入港ノ船舶ヨリ帆別錢取立方全加部島字赤畑並二波戸村字白崎以内二碇繫之船舶モ呼子港全様帆別錢徴収ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	92	明治16/05/14	告示	43号	<神奈川県都筑郡榎下村外七力村戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿錯雑ニ付更正ノ件>	沖縄県令岩村通俊	195	重複:『日誌』原文5月14日条(「告第四拾三号ヲ以テ神奈川県武蔵国都筑郡榎下村外七ヶ村戸長役場備置ノ地所建物質入書入公証割印帳錯雑ニ付更正ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	93	明治16/05/14	告示	44号	<秋田県南秋田郡舟川港入港ノ船舶ヨリ燈費取立ノ件>	沖縄県令岩村通俊	196-197	別添:「左記之……燈費」。重複:『日誌』原文5月14日条(「告第四拾四号ヲ以テ秋田県下羽後国南秋田郡舟川港人民自費ヲ以テ竿燈建設ニ付右費用償却ノ為入港ノ船舶ヨリ帆別錢取立ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	94	明治16/05/15	告示	45号	<本年五月二日附告第三拾七号第五項奥書割印帳ノ下ニ(明治十二年ヨリ本年一月十七日迄ノ分)ノ十七字ヲ挿入>	沖縄県令岩村通俊	198	注記:明治16年5月2日告示第37号(諸達A87)の訂正。重複:『日誌』翻刻版697頁(要旨)、『日誌』原文5月15日条。欄外:「庶」。
諸達A	95	明治16/05/21	告示	46号	<本県下学生教育ノ資金トシテ上杉茂憲ヨリ金千五百円寄付ノ件>	沖縄県令岩村通俊	200	重複:『日誌』翻刻版698頁(要旨)、『日誌』原文5月21日条。欄外:「学」。
諸達A	96	明治16/05/28	告示	47号	<京都府天田郡京町外十八力町戸長役場へ備置ノ地所建物書入質入売買譲渡公証割印簿紛失錯雑ニ付更正ノ件、外十五項>	沖縄県令岩村通俊	201-206	重複:『日誌』原文5月28日条(「告第四十七号ヲ以テ京都府下天田郡京町外十ヶ町[ママ]戸長役場ニ備置ノ地所建物書入質入売買譲渡公証割印簿錯雑ニ付更正ノ件及外十四件[ママ]ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	97	明治16/05/30	告示	48号	<讃岐国那珂郡福島町某外一名他出ノ俛失踪船所在不相分旨愛媛県ヨリ通牒ノ件>	沖縄県令岩村通俊	207	重複:『日誌』原文5月30日条(「告第四十八号ヲ以テ愛媛県下某外一名失踪ノ件ヲ告示事[ママ]」)。欄外:「庶」。
諸達A	98	明治16/05/31	告示	49号	<京都府上京区第六組戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿不明瞭ニ付改正ノ件、外四項>	沖縄県令岩村通俊	208-209	重複:『日誌』原文5月31日条(「告第四十九号ヲ以テ京都府下上京区第六組戸長役場ニ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿改正云々外四件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	99	明治16/06/04	告示	50号	<鹿児島県肝属郡岡崎村外二カ村戸長役場へ備置ノ地所並ニ建物売買譲渡質入書入公証割印帳不明瞭ニ付更ニ編製ノ件、外四項>	沖縄県令岩村通俊	210-212	重複:『日誌』原文6月4日条(「告第五十号ヲ以テ鹿児島県下岡崎村外三県戸長役場割印帳不明瞭焼失欠号等ノ儀ニ付関係ノモノハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	100	明治16/06/07	告示	51号	<伊平屋島諸見村共有琉球形三反帆船暴風ノ為船舩破損薪五千束流失ノ件>	沖縄県令岩村通俊	213	重複:『日誌』原文6月7日条(「告第五十一号ヲ以テ伊平屋島諸見村共有船破損物品流失ニ付見聞候ハハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	101	明治16/06/09	告示	52号	<山形県ヨリ戸長役場へ備付ノ地所建物並ニ船舶質入書入公証割印簿ノ件ニ付照会ノ件>	沖縄県令岩村通俊	214-216	別添:明治16年5月3日山形県乙第23号布達、同日山形県丁第17号達。重複:『日誌』原文6月9日条(「告第五十二号ヲ以テ山形県ヨリ戸長役場へ備付ノ割印簿云々ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	102	明治16/06/09	告示	53号	<破損船滓等拾揚ケ届出候旨広島県ヨリ通知ノ件>	沖縄県令岩村通俊	217-218	重複:『日誌』原文6月9日条(「告第五十三号ヲ以テ広島県下ニ於テ流着物品拾揚ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	103	明治16/06/14	告示	54号	<那覇久米村土族某所有船暴風ノ為メ船体皆破シ焼酎等積荷流失ノ件>	沖縄県令岩村通俊	219-220	重複:『日誌』原文6月14日条(「告第五十四号ヲ以テ久米村土族某所有船難破積荷流失ニ付発見候ハハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	104	明治16/06/19	告示	55号	<漁業中溺死之俣死体不分明之旨石川県ヨリ通報ノ件>	沖縄県令岩村通俊	221-223	別添:人相書。重複:『日誌』原文6月19日条(「告第五十五号ヲ以テ石川県下某溺死之俣死体不分明ニ付見聞候ハハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	105	明治16/06/19	告示	56号	<本県巡查某手帖遺失ノ件>	沖縄県令岩村通俊	224-225	別添:手帳雛形。重複:『日誌』原文6月19日条(「告第五十六号ヲ以テ巡查某へ兼テ相渡置候手帖遺失ニ付右手帖携帯又ハ見聞候ハハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「警」。
諸達A	106	明治16/06/20	告示	57号	<本年五月七日下午北郡大間村字鳥居崎へ漂着セシヲ発見シ該村墓地へ仮埋葬致候旨青森県ヨリ通報ノ件>	沖縄県令岩村通俊	226-228	別添:人相書。重複:『日誌』原文6月19日条(「告第五十七号ヲ以テ青森県下鳥居崎へ漂着セシ溺死人該地へ仮埋葬置候ニ付心当ノ者ハ該戸長役場へ可申出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	107	明治16/06/20	告示	58号	<鹿児島県肝属郡波見村平民某所有船暴風ニ遭遇シ物品流失セシ旨該県ヨリ通報ノ件>	沖縄県令岩村通俊	229-230	重複:『日誌』原文6月20日条(「告第五十八号ヲ以テ鹿児島県下波見村平民某所有船暴風ニ遭ヒ物品流失ニ付見聞候ハハ可届出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	108	明治16/06/20	告示	59号	<熊本県菊池郡原四丁分両村戸長役場へ備置ノ地所建物質入書入公証割印簿錯雑セルヲ以テ更正ノ件、外十六項>	沖縄県令岩村通俊	231-236	重複:『日誌』原文6月20日条(「告第五十九号ヲ以テ熊本県外十三県戸長役場公証割印簿錯雑紛乱盗難等ニ罹リ候ニ付関係ノ者ハ各戸長役場へ可申出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	109	明治16/06/21	告示	60号	<長崎控訴裁判所長判事児島惟謙上京候ニ付不在中判事竹野敏行代理ノ件>	沖縄県令岩村通俊	237	重複:『日誌』原文6月21日条(「告第六十号ヲ以テ長崎控訴裁判所長判事児島惟謙上京不在中判事竹野敏行代理ノ件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	110	明治16/06/21	告示	61号	<青森県東津軽郡青森蜷貝町平民某外三名漁業ノ際暴風ニ逢ヒ船転覆ノ俛死体不相分及鳥取県汗入郡東坪村平民船頭某外1名航海ノ際逆風激浪ノ為メ行衛不分明ノ件>	沖縄県令岩村通俊	238-247	別添:人相書。重複:『日誌』原文6月21日条(「告第六十一号ヲ以テ青森県下平民某全県平民某漁船及ヒ鳥取県下平民某乗込船行衛不分明ニ付見聞候ハ、可届〔ママ〕件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	111	明治16/06/24	告示	62号	<鹿児島県鹿児島興業館ニ於テ開設スル九州沖縄各県連合煙草蚕繭砂糖麻芋生糸織物共進会規則相定ノ件>	沖縄県令岩村通俊	248-278	別添:「九州沖縄各県聯合共進会規則」。重複:『日誌』翻刻版715頁(要旨。「九州沖縄各県聯合共進会規則」なし。)、『日誌』原文6月24日条。欄外:「租」。
諸達A	112	明治16/06/25	告示	63号	<拙者上京不在中大書記官森長義庁務代理ノ件>	沖縄県令岩村通俊	293	重複:『日誌』715頁(要旨)、『日誌』原文6月25日条。欄外:「庶」。
諸達A	113	明治16/06/26	告示	64号	<小禄間切儀間村士族某所有船航海中暴風ニ逢ヒ物品投棄八重山島石垣間切前浜へ漂着ノ件>	沖縄県令岩村通俊	294-295	重複:『日誌』原文6月25日条(「告第六十四号ヲ以テ小禄間切儀間村士族某所有船暴風ニ逢ヒ物品流失ニ付見聞候ハ、可差出件ヲ告示ス」)。欄外:「庶」。
諸達A	114	明治16/06/29	告示	65号	<小禄間切儀間村湖城村共有牛馬渡船暴風ノ為流失シ行衛不相分ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	296	重複:『日誌』原文6月29日条(「告第六十五号ヲ以テ小禄間切湖城村共有牛馬渡船暴風ノ為流失ニ付見聞候ハ、可届出件ヲ達ス〔ママ〕」)。欄外:「庶」。
諸達A	115	明治16/00/00	告示	66号	<長野県上水内郡金箱村戸長役場ニ備置ノ地所建物賃入書入賞奥書割印帳紛失ノ件、外数項>	[後半欠落のため不明]	297-299	欄外:「庶」。
諸達A	116	明治16/07/07	告示	67号	<本庁出務退散時限相定ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	301	欄外:「庶」。
諸達A	117	明治16/07/09	告示	68号	<俵作荷物壹個本年四月廿三日福島県行方郡小浜村字西内海岸へ漂着セシヲ拾得候旨同県ヨリ通知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	302	欄外:「庶」。
諸達A	118	明治16/07/10	告示	69号	<山形県飽海郡勝浦村人民自費ヲ以テ修繕及ヒ新設候飛島湾船舶綱掛杭ノ費用取受ケノ割合調達之件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	303-304	添付:「左記」の取立金額。欄外:「庶」。
諸達A	119	明治16/07/10	告示	70号	<京都府船井郡園部村外二カ村戸長役場備置ノ地所建物賃入賃入公証割印簿更正ニ付本年五月告第四十七号ヲ以テ告示候處右者明治十二年十二月三十一日以前二係ル分ニ候條更ニ告示ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	305	関連:明治16年5月28日告示第47号(諸達A96)。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	120	明治16/07/13	告示	71号	<華頂愛賢王博恭ト改名ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	306	関連:明治16年6月11日宮内卿徳大寺實則「達」(参照:明治16年6月11日宮内省稟告「華頂宮愛賢王博恭ト改名」〔国立公文書館所蔵『公文類聚第七編明治十六年第五卷宮廷・内廷・皇親・行幸』所収〕)。欄外:「庶」。
諸達A	121	明治16/07/13	告示	72号	<秋田県南秋群[ママ]舟川港湾竿燈費取立方之義ニ付本年告第四拾四号ヲ以テ告示置候積石高二項三項四項改正ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	307-308	添付:「別記」積石高。関連:明治16年5月14日告示第44号(諸達A93)。欄外:「庶」。
諸達A	122	明治16/07/21	告示	73号	<本年六月告第五十九号ヲ以告示候福井県坂井郡浄土寺村戸長役場へ備置公証割印簿明治十二年分八十二年以降本年三月廿七日迄ノ誤ナル旨該県ヨリ通知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	309	関連:明治16年6月20日告示第59号(諸達A108)。欄外:「庶」。
諸達A	123	明治16/07/21	告示	74号	<丸木壹本与那国島フコン浜へ漂着候ヲ拾揚ケノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	310	欄外:「庶」。
諸達A	124	明治16/07/23	告示	75号	<落平水道架設為試験本月廿六日廿七日両日落平水汲取不相成件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	311	欄外:「租」。
諸達A	125	明治16/07/27	告示	76号	<京都府船井郡保野田村戸長役場備置地所建物書入質入売買譲渡公証割印簿鼠喰ノタメ錯乱更正ノ件、外十一項>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	312-315	欄外:「庶」。
諸達A	126	明治16/08/01	告示	77号	<美里間切石川村平民某所有クリ舟壹艘外二艘客月十三日暴風之為流失シ行衛不相分ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	316-317	欄外:「庶」。
諸達A	127	明治16/08/08	告示	78号	<前右大臣岩倉具視去ル七月二十日薨去ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	318	欄外:「庶」。
諸達A	128	明治16/08/11	告示	79号	<羽地間切済井出村某所有四反帆船壹艘外二艘等激浪之為破損船体並船具物品等流失ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	319-320	欄外:「庶」。
諸達A	129	明治16/08/20	告示	80号	<那覇東村某所有五反帆船壹艘航海之際激浪之為干礁へ寄揚破損シ薪二百把流失ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	321	欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	130	明治16/08/20	告示	81号	<杉丸木壹本宮古島砂川間切新城村へ漂流候ヲ拾揚、丸木舟壹艘与那国島へ漂着候ヲ拾揚ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	322	欄外:「庶」。
諸達A	131	明治16/08/22	告示	82号	<七反帆船鑑札一枚那覇東村平民某所有之處客月廿二日被盜取候段届出ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	323	欄外:「庶」。
諸達A	132	明治16/08/23	告示	83号	<愛媛県香川郡北浜材木町某所有ノ漁船壹艘本年一月頃出漁之俣帰港不致爾後検印無効ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	324	欄外:「庶」。
諸達A	133	明治16/08/27	告示	84号	<高知県幡多郡入田村組合戸長役場二備置タル印章紛失ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	325	別添:「左記ノ印章」の印影。欄外:「庶」。
諸達A	134	明治16/08/27	告示	85号	<岡山県浅口郡玉島港へ入港船舶ヨリ向九ヶ年間燈費取立ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	326-327	別添:「左記」の「燈費」の金額。欄外:「庶」。
諸達A	135	明治16/08/27	告示	86号	<高知県吾川郡浦戸港へ入港ノ船舶ヨリ帆別銭取立ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	328-329	別添:「左記」の「帆別銭」の金額。欄外:「庶」。
諸達A	136	明治16/08/27	告示	87号	<京都府船井郡志和賀村戸長役場備置ノ地所建物書入質入公証割印簿鼠喰ノ為メ紛乱錯雑更正ノ件、外十四項>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	330-334	欄外:「庶」。
諸達A	137	明治16/08/31	告示	88号	<会計検査院長兼沖縄県令検事岩村通俊免兼検事、会計検査院長兼沖縄県令岩村通俊兼任判事、沖縄県大書記官兼判事森長義免兼官、宣下ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	335	欄外:「庶」。
諸達A	138	明治16/09/10	告示	89号	<本庁出務退散時限相定ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	336	欄外:「庶」。
諸達A	139	明治16/09/10	告示	90号	<本県看守某へ相渡置キ候手帖遺失ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	337-338	別添:手帳の「別記雛形」。欄外:「警」。
諸達A	140	明治16/09/13	告示	91号	<茨城県那珂郡平磯村某一昨十四年十月漁業トシテ出船同村沖合ニ於テ暴風激浪之為転覆沈没死体及物品不相分ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	339-348	添付:人相書。欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	141	明治16/09/13	告示	92号	<船流失並鑑札等紛失候旨山形県ヨリ照会ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	349-356	欄外:「庶」。
諸達A	142	明治16/09/18	告示	93号	<熊本県天草郡町山口村某外二名同郡楠浦村某所有船ニ乗組同県芦北郡佐敷港へ渡航之際暴風激波之為漂流シ行衛不知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	357-362	添付:人相書。欄外:「庶」。
諸達A	143	明治16/09/22	告示	94号	<難船之際溺死及物品流失所在不相分ノ者、牛馬売買免許鑑札紛失、売薬営業人鑑札紛失、売薬営業鑑札携帯之俛失踪者ニ付山口福岡鹿児島ノ三県ヨリ通知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	363-368	欄外:「庶」。
諸達A	144	明治16/09/24	告示	96号	<兼城間切系満村平民某外一名乗組クリ舟一艘為漁業本年七月系満港出舟之俛行衛不知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	369-372	欄外:「庶」。
諸達A	145	明治16/09/28	告示	97号	<小禄間切儀間村士族船頭某外二名那覇西村平民某所有船ニ乗組客月航海之際逢逆風行衛不知ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	373-374	欄外:「庶」。
諸達A	146	明治16/10/06	告示	100号	<神奈川県外十三県戸長役場備置ノ地所建物書入質入公証割印簿更正ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	375、 378-380	別添:「別表」。欄外:「庶」。
諸達A	147	明治16/10/18	告示	109号	<当県巡查某手帖壹個盗難ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	381-382	別添:手帖の「雛形」。欄外:「警」。
諸達A	148	明治16/10/18	告示	110号	<粟国島浜村某外二名乗組クリ舟本年八月全島沖合ニ於テ漁業中魚之為メ海底へ引込レ該舟並物品共流失ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	383-384	別添:「左記」の物品。欄外:「庶」。
諸達A	149	明治16/10/22	告示	111号	<東村寄留鹿児島県平民某外四名二垣ノ花渡地ノ間ニ自費ヲ以テ架橋ノ儀聞届今般落成候條来ル十月廿二日ヨリ左ノケ條ニ準拠シ渡橋可致件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	385-386	別添:「橋賃定」。欄外:「勸」。
諸達A	150	明治16/10/22	告示	112号	<判事上京不在中二等属兼判事補吉田在正へ事務代理ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記 官森長義	387	欄外:「庶」。

符号	整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	No.	備考
諸達A	151	明治16/10/26	告示	115号	<兵庫外五県ノ戸長役場備置地所建物質入書入公証割印簿更正ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	388-389	別添:「別表」。欄外:「庶」。
諸達A	152	明治16/10/26	告示	116号	<愛知県知多郡三芳村某所有船同人外八名乗組出帆ノ俣所在不分明ニ付鑑札無効ニ属シ候旨該県ヨリ照会ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	390	欄外:「庶」。
諸達A	153	明治16/10/26	告示	117号	<漂流材拾揚ノ儀千葉県ヨリ照会ノ件>	沖縄県令岩村通俊 代理沖縄県大書記官森長義	391-395	別添:別紙「漂着木材」。欄外:「庶」。

注:「備考」欄の記載のうち、符号「A」と整理番号は『沖縄県令達類纂〔初版〕』(明治39年版)所収の沖縄県令達に、符号「A廃」または「A被」と整理番号は『沖縄県令達類纂〔初版〕』下巻巻末「附録」掲載の廃止・取消令達または被廃止・取消令達に、符号「B」と整理番号は『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』(明治44年版)所収の沖縄県令達に、符号「岩村」と整理番号は国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』(公文別録)編綴の沖縄県令達に、符号「県庁」と整理番号は『沖縄県庁よりの諸令達』(竹富町字波照間公民館旧蔵)編綴の沖縄県令達に、筆者が付したものである。また、同欄において、『日誌』翻刻版とは琉球政府編『沖縄県史第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌』(琉球政府、1965年)所収の「沖縄県日誌」の翻刻を指し、『日誌』原文とは沖縄県公文書館所蔵『沖縄県日誌』原本の複製本を指す。

【表2】【表1】への補注

符号	整理番号	補注
諸達A	6	『沖縄県日誌』では、諸達A6の制定または発令年月日および制定者または発令者名が記載されていないので、布達文の全文ではない。
諸達A	12	諸達A12は、『日誌』原文では明治16年5月15日条に記載されているが、『日誌』翻刻版では明治16年5月16日条に記載されている。
諸達A	13	諸達A13は、『日誌』原文では明治16年5月15日条に記載されているが、『日誌』翻刻版では明治16年5月16日条に記載されている。
諸達A	14	諸達A14は、『日誌』原文では明治16年5月15日条に記載されているが、『日誌』翻刻版では明治16年5月16日条に記載されている。
諸達A	15	諸達A15は、『日誌』原文では明治16年5月15日条に記載されているが、『日誌』翻刻版では明治16年5月16日条に記載されている。
諸達A	18	諸達A18は、『日誌』原文では、明治16年6月8日の条ではなく、明治16年6月7日の条に記載されている。
諸達A	47	諸達A47については、『日誌』翻刻版697頁では「丙第廿六号ヲ以地頭代以下間切村吏員撰挙」までが翻刻され、以下が欠落している。『日誌』原文では、明治16年5月14日条の最後の一枚(5枚目)が明治16年5月16日条の後に綴られており、達丙26号に関する『日誌』翻刻版の上記欠落部分「之儀二付明治十五年十二月十四日付訓諭ハ取消ノ件ヲ達ス」がこの5枚目に記載されている。
諸達A	55	諸達A55の令達書では、「十五年五月乙第十八号達及番外第五号諭達」と表記されている。しかし、番外諭達のこの令達番号は誤りであり、明治15年5月に発令された「度量衡改定規則」(明治9年2月19日太政官布告第17号)に関する番外諭達の令達番号は第15号であると考えられる。
諸達A	56	『日誌』原文の明治16年1月13日条およびその前後の条には諸達A56に該当するものがない。
諸達A	57	『日誌』原文の明治16年4月5日条およびその前後の条には諸達A57に該当するものがない。
諸達A	58	諸達A58の令達書では、令達番号「第四号」の「四」が「三」に訂正されている。
諸達A	60	『沖縄県日誌』では「庶務課報告第四号ヲ以テ……」と記載されており、諸達A60の令達書とは令達番号が食い違っている。
諸達A	64	『沖縄県日誌』では、告示の制定または発令年月日および制定者または発令者名が記載されていないので、告示文の全文ではない。
諸達A	69	『日誌』原文の明治16年2月1日条およびその前後の条には諸達A69に該当するものがない。
諸達A	73	『日誌』原文の明治16年3月16日条およびその前後の条には諸達A73該当するものがない。
諸達A	79	『日誌』原文では「四月五日」条の前後に「四月四日」条が二重に編綴されているが、後者の「四月四日」条は正しくは「四月六日」条であり、諸達A79は後者に記載されている。
諸達A	90	『沖縄県日誌』では、宣下の年月、告示の制定または発令年月日および制定者または発令者名が記載されていないので、告示文の全文ではない。
諸達A	94	諸達A94は、『日誌』原文では明治16年5月15日条に記載されているが、『日誌』翻刻版では明治16年5月16日条に記載されている。
諸達A	95	上杉茂憲の寄付金額は、諸達A95の告示文では「千五百円」であるが、『沖縄県日誌』では「千五円」であり、数値に「い」ちがいがあある。
諸達A	99	『日誌』原文6月4日条には、令達番号が諸達A99と同じ50号であるが別の告示(「告第五十号ヲ以赤龍号へ繫置ノ日本形通船流失ノ件ヲ告示ス」)が記載されている。
諸達A	115	3~4枚目欠落のため、制定または発令の月日が不明である。『日誌』原本の6月30日の条までには諸達A115の記載がないため、制定または発令月は明治16年7月であると推定される。
諸達A	120	諸達A120の令達書では「華頂」と誤記しているが、【表1】では「華頂」と表示した。。
諸達A	126	諸達A126は、本文末尾が一部欠落している。
諸達A	138	諸達A138は、明治16年7月7日告示第67号(諸達A116)の変更か。
諸達A	146	諸達A146には5枚(No.376-No.380)の「別表」が綴られており、そのうち3枚目(No.378)には「別表」との表示があるが他の4枚にはその表示がなく、また、1枚目(No.376)の表項目の表記(「府県名」、「国郡名」、「町村名」と)3枚目の表項目の表記(「府県」、「国郡」、「町村」と)とが異なっている。さらに、1枚目と2枚目の「戸長役場へ申出期限」の表項目の記載に関して、諸達A146の制定または発令年月日以前の8月31日、9月20日または9月30日と表記されているものが存在しているので、1枚目と2枚目は、諸達A146とは別の告示の「別表」とであると推定される。

『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』
編綴沖繩県令達一覽

2019年3月15日印刷

2019年3月20日発行

編集・発行 愛知教育大学 特別教授 青嶋 敏
愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地
愛知教育大学教育学部社会科教育講座
印刷 ブラザー印刷株式会社
愛知県岡崎市柱町字福部池1-200

愛知教育大学研究報告第68輯(人文・社会科学編)

正誤表

頁	箇所	誤	正
137頁	右41行目	4件(諸達A20、28、53、55)	3件(諸達A20、28、53)
138頁	左21行目	1件(諸達A51)	2件(諸達A51、55)